

事務連絡  
令和2年3月23日

各都道府県建設業協会 御中

一般社団法人 全国建設業協会  
労働部

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律  
及び関係省令等の施行について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

本年4月1日以降、標記法律及び関係省令等が順次施行され、各事業主の女性活躍の推進に関する取組に関する義務や職場におけるハラスメント対策に関する義務等が強化されることとなります。

つきましては、別添の通り厚生労働省から国土交通省に宛てて発出した周知文書を入手いたしましたので、ご参考までに送付いたします。

以上  
(担当：吉田)